

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他(狩猟税)</u>		
要望項目名	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における狩猟税の税率の特例の延長		
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき、市町村が設置することのできる鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）の隊員のうち、主として捕獲に従事することが見込まれる者として市町村長から指名又は任命される対象鳥獣捕獲員について、狩猟税の特例措置の適用期限を3年延長する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>（1）対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率を通常の税率の2分の1とする。 （2）（1）の登録を受けている者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合に受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率を通常の2分の1とする。</p>		
関係条文	地方税法第700条の52、附則第32条第3項		
減収見込額	（初年度）－（▲67） （平年度） －（▲106.5） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的 狩猟税の軽減措置を講じることにより、捕獲の中核的な担い手である対象鳥獣捕獲員を確保することを目的とする。</p> <p>（2）施策の必要性 鳥獣による農林水産業等に係る被害は依然として深刻な状況にあり、鳥獣による農林水産業等の被害対策を推進するためには、引き続き鳥獣捕獲の担い手確保が必要である。しかしながら、狩猟者全体が減少、高齢化していく現状において、捕獲の中核的な担い手の確保が困難な状況が続いている。 こうした中、各市町村においては、鳥獣被害防止特措法に基づき、被害防止の実践的活動を担う実施隊の設置が進められており（平成20年4月15日：0市町村→平成24年3月31日：408市町村）、今国会における同法の改正（平成24年法律第10号）により、実施隊への財政面での重点支援が図られ、更なる実施隊の設置推進が見込まれるところ。実施隊の隊員のうち、主として捕獲に従事することが見込まれる者として指名又は任命される対象鳥獣捕獲員については、効果的な捕獲作業に重要な役割を担っており、実施隊の設置推進と併せてその担い手を確保していく必要がある。 こうした公的な役割を担う対象鳥獣捕獲員は、狩猟期間中においても専ら市町村の指示に基づく有害鳥獣対策に専念する必要があるとあり、狩猟行為が一定の制約を受けることから、狩猟税負担の軽減措置を図り、対象鳥獣捕獲員となることにインセンティブを与えることにより、その確保を図る必要がある。 また、同法第9条第7項において、「鳥獣被害対策実施隊員については、被害防止計画に基づく被害防止施策の適切かつ円滑な実施に資するため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の定めるところによる狩猟税の軽減の措置その他の必要な措置が講ぜられる」とこととされており、狩猟税負担の軽減措置は引き続き必要である。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	
---------------------	--

ページ	2—1
-----	-----

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策評価体系図における、「5 生物多様性の保全と自然との共生の推進 (3) 野生生物の保護管理」。
	政策の達成目標	鳥獣被害の着実な低減に向け、鳥獣捕獲の中核的な担い手である対象鳥獣捕獲員の大幅な増加を促し、捕獲体制の整備を一層推進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 25 年度より 3 年間
	同上の期間中の達成目標	被害防止計画を策定した全市町村 (1200 市町村) において、実施隊が設置され、それぞれの実施隊において必要な対象鳥獣捕獲員が確保されること。(税負担軽減措置の延長最終年度における対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録件数：約 1 万 9 千件)
	政策目標の達成状況	税負担軽減措置の開始以降、対象鳥獣捕獲員に係る税負担軽減措置の適用件数が増加 (平成 23 年度末で 2318)。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み (括弧内は減収額) 平成 25 年度 10752 件 (約 66 百万円) 平成 26 年度 14976 件 (約 92 百万円) 平成 27 年度 19200 件 (約 119 百万円)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	今後の実施隊の設置数の大幅な増加と併せて、対象鳥獣捕獲員の確保が不可欠であり、対象鳥獣捕獲員に従事する狩猟者の税負担を軽減することにより、対象鳥獣捕獲員となることにインセンティブを付与する本措置は、有効な手段である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	農林水産省等により、市町村に対して以下のような支援措置を実施。 ・鳥獣被害防止総合対策交付金措置により、市町村が作成した被害防止計画に基づく捕獲、侵入防止、環境整備を組み合わせた総合的な取組を支援 (平成 24 年度予算額 9,500 百万円)。 ・市町村が行う鳥獣被害対策に要する経費のうち、防護柵の設置費、わな等の購入費、鳥獣買い上げ費、捕獲鳥獣の処分経費等を対象とする特別交付税措置を実施。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	鳥獣被害防止総合対策交付金及び特別交付税の措置により、実施隊設置数の増加が見込まれる。一方で、実施隊員の中でもレジャーとしての狩猟行為に一定の制限を受ける対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税負担の軽減措置を図ることにより、対象鳥獣捕獲員となることにインセンティブを与え、実施隊の増加に応じた対象鳥獣捕獲員数を確保する。
	要望の措置の妥当性	鳥獣被害対策の推進については、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策が円滑に実施されるよう、必要な税制上の措置を講ずる旨、鳥獣被害防止特措法に位置づけられている。また、本措置を受けるためには、対象鳥獣捕獲員の指名又は任命を受ける必要があり、鳥獣被害の着実な低減に向けた捕獲体制の整備を行うという政策目標に即した制度設計となっている。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>適用件数（括弧内は減収額） 平成20年度 824件（約5.5百万円） 平成21年度 1431件（約8.9百万円） 平成22年度 1672件（約10.4百万円） 平成23年度 2318件（約14.3百万円）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>各市町村が設置した実施隊内に対象鳥獣捕獲員が確保され、鳥獣被害の着実な低減に向けた捕獲体制作りが進められた。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>一定の条件を満たす狩猟者について、市町村が行う有害鳥獣捕獲等の中核的な担い手として確保し、近隣市町村を含む一体の地域で有害鳥獣の捕獲に積極的に参画させること等により、有害鳥獣対策の推進はもとより鳥獣の保護管理に係る地域的な技術力の向上を図り、今後の狩猟者の育成確保対策に活用する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>前回要望時の目標である中核的な担い手（対象鳥獣捕獲員）の確保が進められたものの、鳥獣による農林水産業等に係る被害は依然として深刻な状況にあり、鳥獣による農林水産業等の被害対策を推進するためには、引き続き鳥獣捕獲の担い手確保が必要である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>本特例措置は、平成20年度に新設された。</p>
<p>ページ</p>	<p>2—3</p>